

平成 31 年度予算編成方針

I 本市の財政状況

本市では、これまでに財源対策検討委員会により様々な財源対策に取り組み、一定の成果を上げてきた。しかしながら、人口減少や土地評価額の減少に伴う市税収入の減少や、高齢化に伴う社会保障費の増加により、財政の硬直化は継続している。

一方で、平成 25 年度決算における実質公債費比率が 18.4%となったことから、公債費負担適正化計画を作成し、財政の健全化に向けて取り組んだことにより、実質公債費比率は平成 29 年度決算において 18%を下回った。

今後ごみ処理広域化に伴う整備事業等の大規模事業を着実に進める必要があり、安定した財政運営と健全化に向けた取組を継続していく必要がある。

(1) 平成 29 年度決算の状況

平成 29 年度一般会計決算の状況は、平成 28 年度と比較すると次のとおりである。

歳入については、自主財源では、市税は固定資産税、都市計画税及び市たばこ税等が引き続き減少、依存財源では、交付金は普通交付税交付金が約 6 千 3 百万円増加したほか、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金及び自動車取得税交付金が約 4 千万円増加した。

なお、寄附金は、ふるさと納税で記念品の種類の大幅な増加やクラウドファンディング型ふるさと納税“みうらっ子応援プロジェクト”の実施により約 9 千 9 百万円増加となり、歳入総額では約 7 千 7 百万円の増加となった。

歳出では、人件費が約 5 億 5 千万円減少し、物件費が約 5 億 2 千万円増加となったが、これは消防広域化の影響によるものである。公債費は、公債費負担適正化により市債残高が減少したことなどにより約 1 億 2 千万円減少しており、歳出総額では約 1 億 5 千万円の減少となった。

財政調整基金は、特別会計への繰出金に不用額を生じたこと等により、昨年度に引き続き、予算計上した約 3 千万円を繰り入れせず、平成 28 年度の決算剰余金を積み立てたことにより、基金残高は約 8 千 7 百万円増加して、約 5 億 5 千万円となった。

財政指標においては、財政力指数は、前年対比 0.012 ポイント下降して 0.633、経常収支比率については、前年対比 1.0 ポイント改善したものの 103.0%であり、財政の硬直化が継続している状況である。

なお、実質公債費比率は 17.5%であり、18%を下回ったため、起債許可不要団体となった。

(2) 平成 31 年度の財政見通し

ア 歳入の見通し

平成 31 年度について、市税に関しては、市民税は増加、固定資産税及び都市計画税が引き続き減少する見込みである。また、消費税率の引き上げに伴い増収が見込まれる地方消費税交付金であるが、一方で基準財政収入額への算入により、地方交付税が減額されるため、現時点では増収を見込んでいない。

なお、普通交付税に関しては、臨時財政対策債の償還額の増加が反映されることにより増加する見込みである。

イ 歳出の見通し

義務的経費では、人件費が人事院勧告による月例給及び勤勉手当等の増により増加する見込みである。公債費は公債費負担適正化による減少を見込んでおり、高齢化や幼児教育の無償化などに伴い、扶助費の増加は避けられない状況である。

なお、厳しい経営状況にある、水道事業会計に関しては、市民負担を考慮し水道料金を据え置き経営の安定化を図るため、基準外繰出金を見込んでいる。また、実施計画事業費については計画値で、その他経費については抑制で推計した。

ウ まとめ

上記の結果、現時点での計画事業費に対する財源不足額は約 2 億 7 千万円である。

前年度より財源不足額は縮小したものの引き続き厳しい状況にあり、人口減少や高齢化等への対応など課題の解消に向けて取り組むとともに、引き続き歳入の確保と歳出の削減にも取り組まなければならない。

Ⅱ 予算編成の基本方針

水道事業会計の経営の安定化、高齢化や人口減少への対応等、市民生活に深く関わる課題に対して、スピード感をもって施策展開し、地域経済の活性化と子育て施策の充実等、三浦みらい創生プランに掲げた重点施策に取り組むため、次に掲げる方針により予算を編成することとする。

1. 各部門では総合計画の推進に向け、事業の属する施策の展開方針ごとの評価指標の向上に資する予算編成に努めること。特に重点施策については、実施計画に定める基本目標ごとの数値目標及び基本的方向ごとの K P I（重要業績評価指標）達成に向けた予算編成に努めること。
また、三浦みらい創生プラン（総合戦略）重点施策等の評価結果等を参考に必要な見直しを行うこと。
2. 平成 23 年 10 月 24 日に公表した「三浦市緊急緊縮財政宣言」の継続に基づき、引き続き健全化に取り組む必要がある。平成 30 年 9 月 5 日付けで通知した、「平成 30 年度三浦市財源対

策検討委員会の検討結果及び今後の取組について」における歳入増加策及び歳出削減策に基づいて見直しを行い、将来の財政健全化も勘案した予算編成に努めること。

なお、前年度に引き続き、財源不足が見込まれるため、予算要求後、財源対策検討委員会において、市全体の歳入歳出状況を勘案した見直しについて別途協議する。

3. 多くの公共サービスが民の力と官民協働によって提供されている状況を創りだすことを目指して、サービス・事業の供給手法・実施手法について見直すこと。行政と市民がお互いに対等なパートナーとして、役割を明確にし、事業の推進にあたっては、市民の参画（協力）を常に念頭におきながら、施策の展開に努めること。

外郭団体及び各種団体に対する人的支援の関与を必要最小限とし、団体の自主性・自立性を高めること。

4. 各部門長は、部門内編成において、部門経営責任者として幅広い視点で担当する部門の戦略を考え、その権限と責任において、すべての事業について事業効果を見極め、事業の整理統合・縮減・休止・廃止の検討も含め、聖域なく、ゼロベースで見直し、経常的経費の削減に努めるとともに、新たな課題に積極的に対応するなど、限られた財源を有効に活用すること。

部門内編成において、各部門の庶務担当課は各課要求のとりまとめ、部門内調整、財政課との調整協議を行うこと。なお、編成単位、作業の流れ等、詳細については別途通知する「予算編成要領」によること。

5. 公共施設の管理については、平成 28 年度に策定した「三浦市公共施設等総合管理計画」に定める、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」に基づくものとし、施設の改修等に係る費用は、今後の施設のあり方等を踏まえ、適正な管理のために必要な範囲とすること。

なお、行政目的をなくした施設を貸し付け、あるいは使用（暫定利用含む）させる場合には、当該施設の維持管理費用（人件費を除く）を超える収入を見込み、これを確実に確保すること。

6. 公の施設の管理運営については、「指定管理者の導入における基本方針」の内容や議会等の議論も踏まえ、制度実施の目的である、①市民サービスの向上と、②コスト削減等を図ること。指定管理料及び指定管理者納付金については、算出根拠を十分に精査したうえで予算に反映させること。

なお、指定管理者制度は、基本協定の金額等に拘束されるものではなく、指定管理料の清算等、様々な状況の変化に対応するため、年度協定により毎年見直しができる性格のものであることを理解した上で、見直しを行うこと。

7. 実質公債費比率は 18%を下回ったが、引き続き財政の健全化に向けて取り組む必要がある。このため、元利償還金に地方交付税措置がない市債の発行を抑制すると共に、大型建設事業の事業着手に当たっては平成 31 年度予算のみならず、将来の市債償還見通しの観点から実質公債費比率への影響に十分配慮すること。

Ⅲ その他見積り上の留意事項

1. 年間予算として編成すること。
2. 法令等に従い所要額を計上する以下の事業にあつては、当該定められた方法により計上すること。
 - ◇ 国・県補助事業など、算出方法が法令等で定められている事業
 - ◇ 設定済みの継続費及び債務負担行為に基づく事業
 - ◇ 国庫委託事業、受託事業等、事業費すべてが特定財源で賄われ、歳入歳出が同額となる事業
3. 地方分権の推進に努めること
 地方分権を推進していく中で、国・県・市の役割分担を明確にし、自己決定・自己責任の観点から、事業のあり方を十分認識した上で、予算に反映するものとする。
4. 市税をはじめとする未収債権の滞納整理の促進、徴収対策の強化に努めること。
 市税はもとより、国民健康保険税、保険料、使用料等の未収債権について、負担の公平性、自主財源の確保の観点から現年分のみならず、滞納繰越分の整理に努め、徴収対策を強化し、収納率向上を図ること。
5. 補助事業における財源の確保を図ること。
 - ◇ 国の予算編成や地方財政対策、社会保障制度と税の一体改革に伴う制度変更等に関して、現時点において確定していない事項も多いため、要求時及び要求後において補助金、負担金等の動向に留意し、適切に対応すること。
 - ◇ 国・県補助事業以外でも、その他の助成制度に該当するかどうかについて必ず情報収集を行い、必要な財源確保のため積極的に補助事業の活用を図ること。
 - ◇ 補助金確保の見通しは、厳しく捉え、年度内に入ってから補助金が削減あるいは不採択としないようにすること。万が一、そのような事態になった場合は、財政課に報告し、事業縮減または執行中止すること。
 - ◇ 補助制度の活用は積極的に図ることとするが、事業の緊急性や効果、将来負担（更新費用・ランニングコスト）などを十分検討し、安易な補助事業の実施は慎むこと。
6. 特別会計及び企業会計
 予算見積りにあたっては、一般会計に準じて行うものとするほか、歳入の確保・歳出の抑制に努め、長期的な収支見通しに基づく経営改善及び合理化方針の徹底を図ること。
 特に公営企業会計においては、独立採算制を経営の基本原則として、経営健全化の取組を進め、後年度に多大な財政負担を招かないように企業債発行の抑制に努めること。
 また、第三セクター等改革推進債償還事業特別会計については、公債費に充当される土地の活用・処分による特定財源の確保に努めた上で基準外繰出を適切に見込むこと。

IV 財源配分

1. 財源配分の方法

「歳入見込額」から「義務的経費」を差し引いた残額を「実施計画事業費」及び「その他経費」に振り分ける。

(1) 部門配分額（下記「3. 部門配分額（一般財源）【その他経費（経常）】」参照）

「その他経費」のうち「経常」に区分された経費を部門配分額の対象とし、消費税率改正による増を含め、平成 30 年度当初予算の一般財源額の 90%を「部門配分額」＝「要求限度額」とする。ただし、会計課、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局については 95%とする。

なお、本年度も財源不足が見込まれるため、要求限度額内の事業についても必要に応じて 1 件査定を行う。

(2) 実施計画事業費・その他経費（臨時等）

「歳入見込額」から「義務的経費」、上記の「部門配分額」を差し引いた残額とする。

2. 各部門の財源配分の計算（一般財源）

(1) 歳入見込額

①市税	5,643 百万円
②地方交付税	3,926 百万円
③臨時財政対策債	724 百万円
④繰越金	10 百万円
⑤その他（譲与税等）	1,090 百万円
計	11,393 百万円

対 30 年度予算
△144 百万円



(2) 歳出見込額

義務的 経 費 見込額	人件費	2,448 百万円
	公債費	1,619 百万円
	扶助費(国県補助分)	950 百万円
	債務負担行為等	895 百万円
	繰出金(基準内)	2,537 百万円
	その他(選挙経費等)	35 百万円
	予備費	50 百万円
	計	8,534 百万円

対 30 年度予算
+136 百万円

(構成比 74.9%)

歳
入
見
込
額

113
億
9
千
3
百
万
円

部門配分額	1,119 百万円
-------	-----------

対 30 年度予算
△124 百万円
(構成比 9.8%)

実施計画事業費 及び その他経費（臨時等）	1,740 百万円
-----------------------------	-----------

対 30 年度予算
△156 百万円
(構成比 15.3%)

3. 部門配分額（一般財源）【その他経費（経常）】

部 門	部門配分額 【30 年度当初予算額】	配分率	31 年度配分額
経営管理部門	38,947 千円	$\times 90\% =$	35,056 千円
生活支援政策部門	325,496 千円		292,949 千円
もてなし政策部門	54,835 千円		49,353 千円
都市政策部門	489,677 千円		440,712 千円
一体感政策部門	322,989 千円		290,696 千円
会計課	1,231 千円	$\times 95\% =$	1,170 千円
議会事務局	7,842 千円		7,450 千円
監査委員事務局	457 千円		435 千円
選挙管理委員会事務局	334 千円		318 千円
農業委員会事務局	497 千円		473 千円
計	1,242,305 千円		1,118,612 千円

※31 年度配分額は、課単位で積算した上で部門集計しているため、上記算式は一致しない。

4. 財源不足額

項 目	計 画 額	
実施計画事業費	262,436 千円	
その他経費（臨時等）	1,752,142 千円	
小 計	2,014,578 千円	
		H31 年度 配分事業費
		1,739,562 千円
		財源不足額
		△275,016 千円

※共通経費及び常備消防経費は
「その他経費（臨時等）」に含む。

5. 事業分類・事業仕分け

すべての事業費が下記のとおり、義務的経費、実施計画事業費、その他経費に仕分けされている。各事業がどの経費になっているかを確認し、予算編成にあたること。

経費区分		内 容
1 義務的経費		1 公債費
		2 扶助費（国県補助事業及び法等の定めにより市の裁量が及ばない事業）及び審査支払い手数料等扶助費に伴う事務費
		3 人件費（実施計画事業費及びその他経費の報酬を除く）
		4 賃金のうちの産休・育休補充分
		5 債務負担行為・長期継続契約に係る年度割額（更新を含み、指定管理者業務を除く）
		6 選挙費（報酬を含む）
		7 統計調査費
		8 繰出基準に基づく他会計繰出金
		9 特別会計における保険給付費・拠出金
		10 予備費（一般会計のみ）
2 実施計画事業費		基本計画に定める重点施策推進に資する事業
3 その他経費	1 経常的経費	1 施設の維持管理費
		2 施設の維持補修費（建設改良を除く）
		3 市有財産の維持管理経費
		4 非常勤特別職の報酬（選挙に係るもの以外で日額、回数で額を定めるもの）
		5 複数の課等にまたがる事務に係る経常的な共通経費
		6 常備消防委託等事業に係る経費
		7 上記以外の経常的経費（実施計画事業費を除く）
	2 臨時的経費	1 繰出基準に基づかない他会計繰出金
		2 上記以外のもの（新たな債務負担行為、債務保証または損失補償を設定する事務を含める）